

国自貨第110号  
平成26年1月22日

(公社)全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

## 適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」(別途協会ホームページ参照)を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、傘下事業者に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を周知されるとともに、取引の書面化をはじめとした適正な取引の確保及び安全運行の確保の趣旨を徹底し、貨物自動車運送事業者におけるその推進に努めて頂けますようお願い申し上げます。また、元請事業者におかれては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物運送事業者」という。)が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)・・・追加改正

(適正な取引の確保)

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

荷主等の行為が貨物自動車運送事業者の安全運行を  
阻害した又はその恐れがある事例

**<例1：非合理的な到着時間の設定>**

荷主の原因で積荷が準備できておらず、出発時間が遅延しても、到着指定時間は変更されず、指図書の変更もされなかった。荷主は無理な運行を認識しているが、知らない振りをして到着時間について全く触れなかった。

**<例2：非合理的な到着時間の設定（元請事業者による調整が必要な例）>**

道路の混雑による指定時間の遅延につき、荷主の理解を得る場合に、契約当事者である元請が有効な調整を行うべきであるのに対応をしてくれなかった。現場での対応に限界があり、速度超過等無理な運行になった。

**<例3：やむを得ない遅延に対するペナルティの設定>**

配送地点毎に厳しい着時間の指定があり、延着の場合は商品買い取りのペナルティがあった。配送地点毎で荷主が行う荷卸しに時間がかかり、その結果、運行が過酷になり、運転手は基準の休息時間が確保できず、拘束時間も1日16時間を超過するものが頻発する状況となった。

**<例4：貨物量に対し積載量の少ない車両指定>**

現場に行き過積載が判明して、もう1台準備するように提案したが、対応してもらえなかった。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

**<例5：安全運行を阻害する事例（契約にない附帯作業）>**

元請は、現場で附帯作業があるか、ないかを正確に把握していないケースが多いため発注時に十分な説明がなされず、現場に行って初めて附帯作業の存在を認識することになった。契約にない附帯作業の対応により、必要な休憩・休息時間の確保が困難となった。

## 荷主勧告制度の改正概要

## 1 改正趣旨

荷主勧告とは、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条により、実運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主に荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告を行うものである。現行の荷主勧告の運用を定める局長通達等について、安全阻害行為を一層的確に防止するため、荷主勧告の対象とする重点的な類型等を明示することや、荷主勧告発動に先駆けて、「協力要請書」の発出を要件としないこととする等を措置することを内容とした改正を行うもの。

## 2 荷主勧告対象の重点的類型の設定及び調査端緒の明確化

## (1) 荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型

荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為として次の類型を明記し、これらの類型に掲げる荷主の行為が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体事案について適切に調査の上、運輸局より速やかに本省に勧告案を上申することとする。

ア 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例

(ア) 非合理的な到着時間の設定

(イ) やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(ウ) 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

(エ) 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

イ 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例

## (2) 調査端緒

実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする。

ア 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関与の疑いが認められた場合

イ 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合

ウ 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出された荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課された場合

エ 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査

オ 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

## 3 「荷主勧告」、「警告書」及び「協力要請書」の位置付けの整理

## (1) 荷主勧告

法64条第1項の規定により、実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであり、かつ、実運送事業者への処分のみでは再発防止が困難であると認められる場合に発動するもの。

荷主勧告を発動した場合、当該荷主名及び事案の概要を公表する。

## (2) 警告書（現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改める）

荷主勧告制度を補完する観点から、荷主勧告には至らないものの、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出するもの。

## (3) 協力要請書

荷主勧告制度を補完する観点から、実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出するもの。

# トラック運送業における書面化推進 ガイドライン

平成26年1月22日

国土交通省

## 目 次

はじめに（ガイドライン作成の趣旨説明について） .....	5
1. 書面化の趣旨について.....	5
2. 書面化の実例及びその効果について.....	7
3. 書面化されていないことに伴うトラブル.....	8
第1章 書面の交付、記載要領及び実務対応について.....	9
1. 運送引受書の発出について.....	9
2. 記載事項について.....	12
3. 円滑性、迅速性の確保について.....	16
第2章 運送引受書の記入例等 .....	19
1. 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式.....	19
2. スポット輸送についての記入例.....	20
3. 継続的な貸切輸送についての記入例.....	21
4. メールを活用した書面化の例.....	22

## Q & A

Q. 1 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

【P 6 参照】

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするよう標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底していきます。

平成25年5～7月には、国土交通・経済産業両省より、日本経済団体連合会、日本商工会議所に書面化の推進について要請を行い、その後、各都道府県やブロック経済団体73団体に対して、書面化の推進について順次要請を行いました。

さらに、施行に先がけ経済団体や貨物利用運送事業者団体に対して要請を行っています。

また、個々の荷主にも参加を呼びかけての「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を各都道府県で順次開催し、荷主への協力を求めています。

Q. 2 運賃・料金の適正収受に効果があるのか。

【P 6、P 14 参照】

A. 約款において運賃・料金を記載する書面（運送状）の発出を荷主等の義務とし、あわせて附帯業務の明確化などを図っています。さらにガイドラインにおいて、運賃や附帯業務料等の定義や位置付け等を具体的に記したところであり、適正収受につなげて頂きたいと考えます。

Q. 3 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

【P 7～8 参照】

A. 安全運行阻害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の収受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 4 運送引受書の印紙税の取扱いはどのようになるのか。

【P 9 参照】

A. ガイドライン掲載の基本様式（P 19～21）に示す事項を記載した運送引受書をFAXや電子メールにより運送委託者に対して提出する場合

には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。

なお、上記の運送引受書（「紙」）を運送委託者に交付する場合には、印紙税の課税文書に該当することになります。（国税庁に確認済）。

**Q. 5 ガイドラインに示す「必要記載事項」では足りないのではないか。  
【P 12 参照】**

A. 本ガイドラインで示す「必要記載事項」は、必要最小限の項目としております。

各社において、業務上必要な記載項目（任意記載項目）を追加するなどご活用願います。

**Q. 6 現在、下請法3条書面などで、既に書面交付を行っている事業者は、既存の書面を活用してよいか。  
【P 16～18 参照】**

A. 下請法第3条書面を用いて頂くようにガイドラインP 18に記載要領を記載しております。

また、下請の立場の事業者においては、当該発注者の書面に対し「受託した旨」をメールすれば結構です。

さらに、下請法の対象となる当事者間においては、実態上、既に基本契約、覚書、作業指示書、発注書等をやり取りし、これらにより書面化が出来ているものと聞いておりますが、これを機に改めて両者でご確認願います。

**Q. 7 ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。  
【P 19～22 参照】**

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用できるものですので予めメール等に入力しておくとう便利です。なお、必要記載事項が網羅されていれば基本様式以外のものであっても問題なく、これをイメージしたメールの書式もP 22に追記しております。

**Q. 8 一定期間の実証実験において問題点を整理した上で、ガイドラインを発出すべきではないのか。**

A. トラック事業者と荷主等との間で実際に書面のやり取りを行う実証実験を実施しました。

本実証実験の結果は、書面化は可能である一方、その円滑な実施には、基本契約、既存書面の活用等も重要との評価結果であり、その詳細はHPをご参照ください。

Q. 9 中小事業者は、書面を取り交わす習慣が定着していないことから、基本契約を交わすことを優先すべきでないか。

A. 基本契約についても、個々の書面化とともに重要であることから、国及びトラック協会において継続的に取り組んでいくことと考えております。



## はじめに（ガイドライン作成の趣旨説明について）

### 1. 書面化の趣旨について

#### （1）安全運行の確保に向け書面化の原則を設定

貨物自動車運送事業の安全の確保は極めて重要な課題であり、運送契約についても、運転時間、拘束時間などと密接な関係を有するものであるので、荷主等（元請事業者、利用運送事業者を含む。）との間の契約を安全の観点から、より適正なものとしていく取組がトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の場等から提起されてきたところです。（別添（参考1）参照）

他方、近年の経済環境下、貨物自動車運送事業者においては、効率的な輸送、附帯業務の実施など荷主等の多様なニーズへの対応が求められているところです。

こうした中、スポット取引の増加なども機として、個々の運送毎に適切な条件が設定されるように、荷主等との協働の下、必要な事項を運送引受書により発すること（書面化）を通じ、安全運行を徹底するべく、これをルール化することとしたものです。（次頁図及び別添（参考2）参照）

新たに省令においても考え方を規定しておりますが、安全運行に向けて、運送契約に関して荷主等と貨物自動車運送事業者が書面化により共有すべき必要最低限の事項は何か、その考え方はどのようなものか、を明らかにすることが、ガイドラインの第1の目的です。

#### <貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正>

##### （適正な取引の確保）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

#### （2）書面化に向けてのステップ

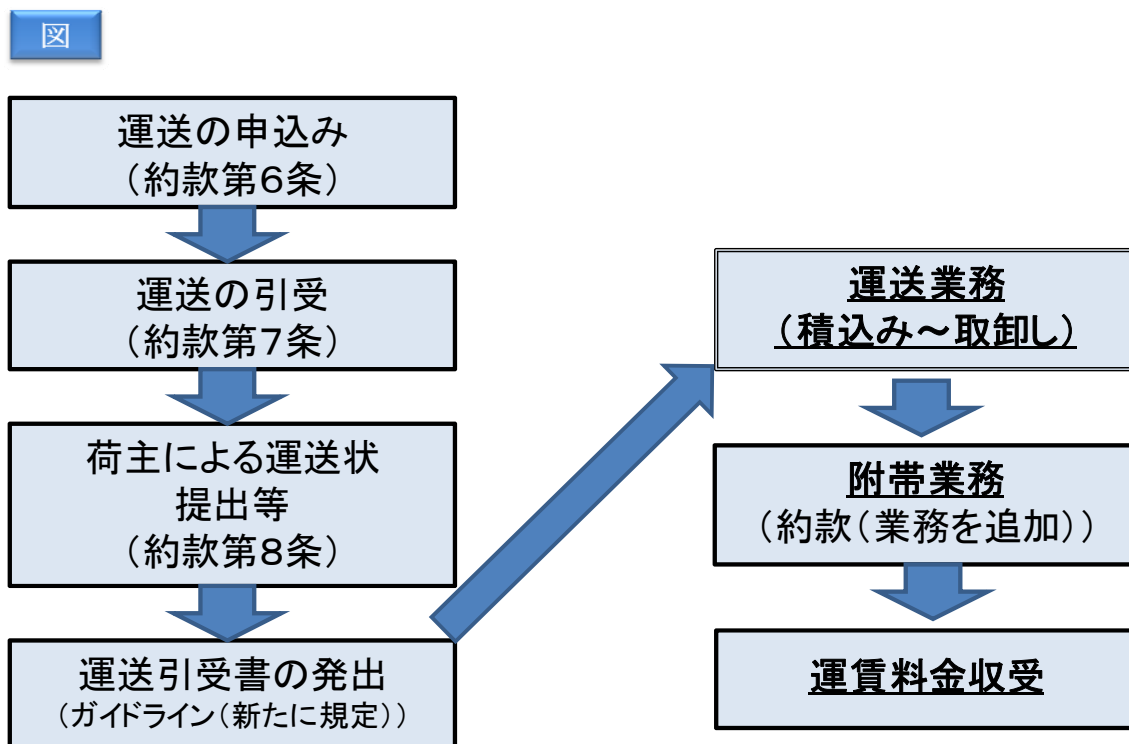
書面化については、従来より、荷主等による委託書の発出、貨物自動車運送事業者による受託書の送付等、取組の実態が見られますが、一方で書面化を徹底している事業者は全体の4割にも満たない状況にあります。

このような状況は本来あるべき姿でなく、速やかに安全運行の確保に向けての書面化が実施されるようにこのガイドラインを理解し、業界において対応を取り進めていく必要があります。

これに向けて、未だ書面化の実施が図られていない事業者においては、まずは曖昧な口頭連絡から「書面を出すこと」への移行に傾注することが求められます。このため行政においては、ガイドラインを用いて書面化を推進するとともに、経済団体、貨物利用運送事業者団体への協力要請を行っています。

また、このガイドラインにおいては、実務に即して、記載事項の要領などとともに標準的な様式も提示し、できる限り円滑、迅速に書面化を行えるようにしております。これが、ガイドラインの第2の目的です。

なお、貨物自動車運送事業者、荷主等広範な関係者を対象とした「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を開催しており、また、全日本トラック協会等において、継続的に原価意識向上セミナー、荷主セミナー等を開催しますのでご活用下さい。



＜標準貨物自動車運送約款の一部改正＞

- ① 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状を、荷主等が提出しなければならないこととし、その記載事項として、燃料サーチャージ、有料道路利用料の額等を追加する。
- ② 附帯業務の内容について明確化する。
- ③ 車両留置料の收受について明文化する。

## 2. 書面化の実例及びその効果について

### (1) A事業者の例

荷主等(元請事業者)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名、連絡先  
□□(株)／△△(株)、011(111)1111
- 委託日  
平成24年8月6日
- 積込日時・場所、連絡先  
平成24年8月8日△時  
茨城県△△市△△、△△(株)、022(222)2222
- 荷下日時、場所、連絡先  
平成24年8月9日8時  
新潟県△△市△△、□□(株)、033(333)3333
- 運賃  
△△△△円
- 高速料金その他  
△△△△円
- 品名、個数、重量、その他  
フレコン(粉粒体)、30個、8トン、空袋あり
- 貸切、積合等の区分  
貸切
- 使用車両  
10トン車
- 支払期日、方法  
基本契約のとおり

A事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先  
△△100あ△△△△、△△一郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名  
△△運送(株)

#### 効果

- 輸送形態、時間の明確化により、過労に関する問題が改善。
- コンプライアンスの徹底を図るため書面契約を実施。

### (2) B事業者の例

荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名  
□□(株)／△△(株)
- 委託日  
平成25年1月24日
- 積込日時・場所  
平成25年1月25日△時  
愛知県△△市△△、△△(株)
- 荷下日時、場所  
平成25年1月28日△時  
熊本県△△市△△、□□(株)
- 運賃、料金  
△△△△円
- 荷姿、数量  
紙袋パレット、10トン
- 使用車両、架装、(必要装備)  
14トン車、ウイング、(ベニア、ラッシング)
- 支払期日  
平成△年△月△日付け「支払い方法等について」による

B事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先  
△△100あ△△△△、△△二郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名  
△△運送(株)

#### 効果

- 運送委託の応諾後、荷姿、積み込み時間等の情報を運転者へ指示し、手待ち時間の発生を防止している。
- 記録も残さない取引では責任の所在が不明確であり、大損失に繋がりがかねないため、事前に防止している。

### (3) C事業者の例

荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者／受託者名  
□□(株)／△△(株)
- 委託日  
平成24年8月8日
- 積込日時・場所  
平成24年8月9日、10日、12日(17時)  
東京都△△区△△
- 荷下日時・場所  
平成24年8月9日、10日、12日(26時)  
豊海、築地、京浜島
- その他業務  
商品の保管、検品  
※保管方法、作業内容について詳細に記載あり。
- 運賃、料金  
1日あたり △△△△円
- 品名、荷姿  
生鮮食品、パレット
- 使用車両  
4トン車
- 荷役器具等  
□□(株)は、荷捌用パレットを提供する。
- 支払期日、方法  
月末締め翌月末払い、全額現金支払い(口座振り込みによる)

C事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

●車両番号、運転者名、連絡先  
△△100あ△△△△、△△三郎、090(△△△)△△△

#### 効果

○運賃が運送後に決まることがあったが、現在は事前に決定されている。

○貨物の取扱方法、現場での対応方法等が記載されていることにより、契約にない附帯業務の防止等現場でのトラブル回避できる。

### 3. 書面化されていないことに伴うトラブル

(地方適正取引推進パートナーシップ会議で説明された事例)

- ① 口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ② 契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③ 契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④ 口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、附帯作業の要求が多い。
- ⑤ 個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥ 体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

## 第1章. 書面の交付、記載要領及び実務対応について

### 1. 運送引受書等の発出について

- (1) 貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（以下、「運送受託者」という。）は、運送を委託した荷主等（以下、「運送委託者」という。）に対して、運送の実施前に運送引受書を交付し、トラブル防止等のため1年間保存に努めて下さい。（図1参照）

※積合せ及び引越、軽貨物、霊きゅう、廃棄物運送については除く。

- (2) 運送引受書を交付する相手は、直接に委託をしてきた者であり、貨物利用運送事業者等を含みます。（図2参照）

- (3) 書面はFAXなどに加えて電子メール等の電磁的方法も可能です。

※運送引受書をFAXや電子メールにより運送委託者に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。

- (4) 原則として書面化は、対象となる運送行為の実施前に必要事項を共有する趣旨のものです。あらかじめ様式や手続きを決めるなど運送行為前の書面化に向け、運送受託者及び運送委託者両者において連携して取り組んで下さい。

- (5) 運送受託者と直接契約関係にない荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者においても、不要なトラブルを回避するばかりでなく、業務の範囲、運送条件を明確化することにより、物流事業者と連携し、輸送品質の向上も期待できることから、運送状（委託書）を発出することが求められます。

図1

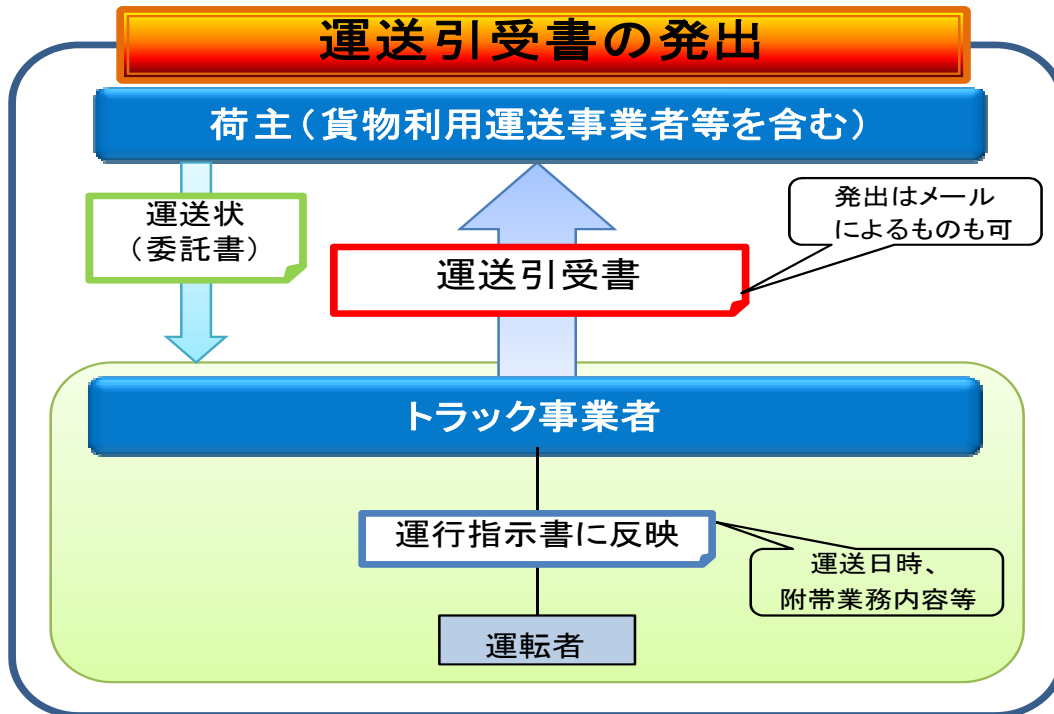
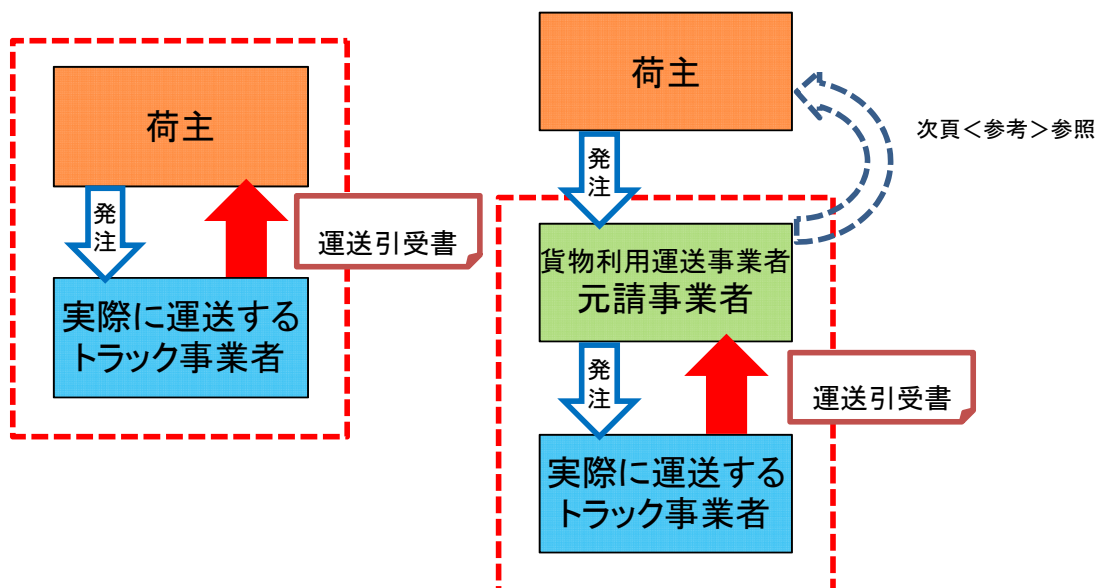


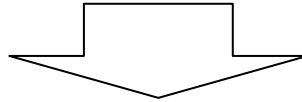
図2



＜参考＞ 元請事業者・貨物利用運送事業者が荷主からの受託貨物の一部を下請事業者に依頼する場合

荷主から依頼される運送条件によっては、依頼しようとする下請事業者にとっては輸送の安全確保が困難となりえることがありうるので下請事業者の状況に配慮する必要があります。

このため貨物自動車運送事業法には、「輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止（第22条の2）」、「荷主への勧告（第64条）」など、元請事業者・貨物利用運送事業者に対して、貨物自動車運送事業者の安全確保について一定の責任を求める規定が設けられています。



(履行すべき事項)

下請事業者に対し、日常的に当事者毎に個々の実態や課題に係る十分な意思疎通を図り常々状況の把握に努めるなど、適切なパートナーシップを構築していくことが求められます。

また、運送引受書に基づいて適切な運送が行われるように必要に応じて、荷主と迅速に調整を行う（例：到着時間の再設定）などの対応が求められます。

## 2. 記載事項について

### (1) 必要記載事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 運送委託者/受託者名、連絡先等</li><li>② 委託日、受託日</li><li>③ 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）</li><li>④ 運送品の概要、車種・台数</li><li>⑤ 運賃、燃料サーチャージ</li><li>⑥ 附帯業務内容</li><li>⑦ 有料道路利用料、附帯業務料その他</li><li>⑧ 支払方法、支払期日</li></ul> |
|--|

なお、本ガイドラインで示す上記の「必要記載事項」は、必要最小限の項目としています。業務上必要な記載項目（任意記載項目）とあわせて記載しても差し支えありません。

### (2) 必要記載事項の記載要領

#### ① 運送委託者/受託者名、連絡先等

（運送委託者等）

貨物自動車運送事業者へ運送を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先を記載して下さい。

（運送受託者等）

貨物自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先を記載して下さい。

#### ② 委託日、受託日

運送を委託した日、受託した日を記載して下さい。

※①②については、メールにより運送引受書を交付する際には、署名欄の記載や受信日時により対応することが可能となります。（第2章. 4. メールを活用した書面化の例 参照）



- ③ 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）  
所定の拘束時間、休息期間、運転時間、連続運転時間に抵触しないこと、荷待ち時間が生じないこと等に留意して委託者、受託者間で決定後に記載して下さい。

<参考 1>

貨物自動車運送事業者の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

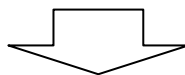
拘束時間	休息期間	運転時間	連続運転時間
1ヶ月 293 時間を超えない（年間 3,516 時間（293 時間×12 ヶ月）を超えない範囲で1ヶ月 320 時間まで延長可）  1日の拘束時間は13 時間（16 時間まで延長可、ただし、15 時間超えは1週間に2 回以内）を超えない	1日の継続 8 時間以上	2 日を平均し1日当たり 9 時間を超えない  2 週間を平均し1 週間当たり 44 時間を超えない	4 時間を超えない

また、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合の休息期間を除く。）は 144 時間を超えてはならない。

<参考 2> 受注時の時間設定が安全運行を阻害した例

【甲の発注事例内容】

県内の配送コースについて、配送地点毎の到達時間を設定し、延着の場合は商品を乙に買い取らせるという厳しい着時間の指定も行っていった。



【結果】

上記の結果、乙の配車が過酷になり、運転手は8 時間以上の連続した休息時間が確保できず、短時間の分割した休息時間となり、拘束時間も1日 16 時間を超過するものが頻発する状況となった。

本件は、重大な交通事故を引き起こす原因となる過労運転を発注者である甲が乙に強いていたものである。

④ 運送品の概要・車種、台数

委託者、受託者間での決定に従い運送品の概要を記載して下さい。  
(運転者においても掌握できる範囲であれば、詳細な記載を要しません。) 運送品にあわせ適切な車種及び台数を記載して下さい。

⑤ 運賃、燃料サーチャージ

当該運送について、実際に適用する運賃、燃料サーチャージの金額を記載して下さい。

(※) 「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び、運送に必要な定型的な積み付け業務（シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による業務等））に対する対価であり、「料金」とは運送以外の貨物自動車運送事業者の役務であり、異なる業務へのそれぞれの対価です。

(※) 「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度であり、貨物自動車運送事業者が設定している場合に記載。(別添(参考3)参照)

⑥ 附帯業務内容

標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえ、提供する役務を記載して下さい。

<参考1> 予定外の附帯業務の改善の必要性

予定外の附帯業務については、拘束時間超過のリスクや事故発生時のトラブルのリスクとなるものです。(別添(参考4)参照)

現場のサービス作業ではなく、予め定められる業務として位置づけられる必要があります。

<参考2> (標準貨物自動車運送約款第60条第1項)

当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

<参考3>

運送に附帯して、時間、技能や機器等を伴って提供される業務について、委託者、受託者間での決定に従い記載して下さい。(以下参照)

(附帯業務アンケート (例))

○貨物の荷造り、○貨物の仕分け、○貨物の保管、○フォークリフトによる作業、○貨物の検収、検品に関する作業 等

⑦ 有料道路利用料、附帯業務料等、車両留置料その他

運送委託者が運送受託者に対して負担する料金の金額を記載して下さい。

金額ではなく、実際に要した費用とする場合には、その旨を明記して下さい。

<有料道路利用料>

有料道路を利用する場合には、利用料金を記載して下さい。

<附帯業務料等>

附帯業務を行う場合には、⑥に係る料金を記載して下さい。

また、荷役機械使用料、架装費等の費用があればこの欄に記載して下さい。

<車両留置料>

時間単価を記載するなど留置料を記載して下さい。

(※)「車両留置料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、運送委託者等の都合により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）が運送受託者の規定する車両留置時間を超える場合に収受するものです。

<その他>

貨物自動車運送事業者が〇〇料などの形で他者に支払う費用があればこの欄に記載して下さい。

⑧ 支払方法、支払期日

運賃・料金の支払方法、支払期日（年月日）を記載して下さい。

### 3. 円滑性、迅速性の確保について

基本契約、覚書、作業指示書、発注書等に2.の必要記載事項が記載されている場合には改めて書面化する必要はありません。

仮に記載されていない事項が残っている場合には、既存の書面に追加する等簡便な方法で対応するものです。

#### (1) 継続的な運送契約に伴う書面について

貨物自動車運送事業者が特定の荷主等との間の契約が、2.の必要記載事項中、積込み開始・取卸し終了時間・場所、車種・台数及び附帯業務を継続して同一条件とするものならば、個々の運送毎の書面化は不要です。

また、例えば、車種・台数のみが日によって変わる場合には、その都度、車種・台数のみをメール・FAX等で交付すれば他の項目については、不要です。

#### (2) 変更時の簡便な対応について

当初の書面に記載されていた事項の一部を変更する場合には、全ての事項を改めて書面化する必要はありません。

例えば、積み込みの待ち時間が生じた結果、取卸し時間の変更のメールを送付するなど適宜対応して下さい。

#### (3) 運賃、料金の記載について

運賃、料金の取扱について、反復継続しての契約関係にある委託者、受託者間において、実額の表記に代えて、算定方法を示す書面を添付する簡便な方法をとることは可能です。

運賃・料金について、受託者側の理由で事後的な決定とならざるを得ない場合を含め、算定方法は、当該運送の運賃・料金を確定できる明確な適用方が含まれるものとしておく必要があります。

(4) 下請法に基づく書面の活用について

委託者から下請法に基づく書面を交付される事業者については、これを有効に活用することもできます。(以下参照)

<参考1> 下請法第3条の書面との関係について

下請代金支払遅延等防止法第3条の 必要記載事項	運送引受書の必要記載事項
(1) 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)	① 運送委託者/受託者名、連絡先等
(2) 役務提供委託をした日	② 委託日、受託日
(3) 下請事業者の給付の内容	④ 運送品の概要・車種、台数 ⑥ 附帯業務内容
(4) 役務が提供される期日又は期間	③ 運送日時(積込み開始日時・場所、 <u>取卸し終了日時・場所</u> )
(5) 下請事業者の給付を受領する場所	③ 運送日時(積込み開始日時・場所、 <u>取卸し終了日時・場所</u> )
(6) 下請代金の額(算定方法による記載も可)	⑤ <u>運賃、燃料サーチャージ、消費税</u> ⑦ <u>有料道路利用料、附帯業務料等、車両留置料その他</u>
(7) 下請代金の支払期日	⑧ 支払方法、期日
(8) 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期	⑧ 支払方法、期日
(9) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日	⑧ 支払方法、期日
(10) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日	⑧ 支払方法、期日

※右欄の①～⑧の番号は2.(1)の「必要記載事項」に付した番号を示している。

※下線の項目については、2.(2)「必要記載事項の記載要領」に従い記載する。



## 第2章. 運送引受書の記入例等

### 1. 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

#### A. 委託時記載事項 **委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼**

		委託日:平成 年 月 日	
運送委託者	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者、担当者名】	

#### Ⅰ 運送業務

積込み開始日時	平成 年 月 日(時)	積込み先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	
取卸し終了日時	平成 年 月 日(時)	取卸し先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	

運送品の概要	
車種	台数 両

#### Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	
業務日時	平成 年 月 日(時) ~ 平成 年 月 日(時)
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

#### Ⅲ 運賃及び料金

運賃	円	燃料サーチャージ	円		
有料道路使用料(税込)	円	附帯業務料等	円	車両留置料	円
〇〇料	円				
消費税額	円				
【備考】					

支払日	平成 年 月 日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	
-----	----------	-------------------	------	--

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

#### B. 受託時記載事項 **上記を応諾の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者・担当者名】	
【車両番号】		【運転者名】	
【備考】			

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

## 2. スポット輸送についての記入例

### A. 委託時記載事項 **委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼**

		委託日:平成25年1月23日		
運送委託者	名称	〇〇食品工業株式会社	電話	03(1111)1111
			FAX、E-mail	03(2222)2222
	住所	東京都〇〇区××	【責任者、担当者名】	▲▲一郎

#### Ⅰ 運送業務

積込み開始日時	平成25年 1月24日(9時)	積込み先	〇〇食品工業株式会社A工場
取卸し終了日時	平成25年 1月24日(17時)	取卸し先	□□商店

運送品の概要	食用ナタネ油		
車種	4t車	台数	1両

#### Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	●●商店所有パレットへの積み付けおよびフォークリフトによる倉庫への搬入
業務日時	平成25年 1月24日(17時) ~ 平成25年 1月24日(18時)

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

#### Ⅲ 運賃及び料金

運賃	50,000	円	燃料サーチャージ	円
----	--------	---	----------	---

有料道路使用料(税込)	10,000	円	附帯業務料等	3,000	円	車両留置料	円
〇〇料		円					
消費税額	2,650	円					

支払日	平成25年2月28日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	銀行振込
-----	------------	-------------------	------	------

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者) 〇〇食品工業株式会社

### B. 受託時記載事項 **上記を応諾の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	●●運輸株式会社	電話	03(3333)3333
			FAX、E-mail	03(4444)4444
	住所	東京都〇〇区▲▲	【責任者・担当者名】	▲▲二郎

・上記のとおり運送を受託します。

平成25年1月23日

運送受託者(貨物自動車運送事業者) ●●運輸株式会社



### 3. 継続的な貸切輸送についての記入例

#### A. 委託時記載事項 **委託者においてI～IIIを示して、受託者に運送を依頼**

			委託日:平成25年2月1日	
運送委託者	名称	〇〇食品株式会社	電話	011(111)1111
			FAX、E-mail	011(222)2222
	住所	北海道札幌市〇〇	【責任者、担当者名】	〇〇一郎

#### I 運送業務 平成25年2月10日～2月28日の運送について

積込み開始日時	平日(土日祝除く)9時	積込み先	〇〇食品(株) A工場
取卸し終了日時	当日 16時	取卸し先	□□商事(株) B支店

運送品の概要		食料品		
車種	冷蔵車、2トン	台数	3両	

#### II 附帯業務

附帯業務内容	
業務日時	平成 年 月 日( 時) ～ 平成 年 月 日( 時)

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

#### III 運賃及び料金

運賃	1日あたり20,000円	燃料サーチャージ	円		
有料道路使用料(税込)	1日あたり900円	附帯業務料等	円	車両留置料	円
〇〇料	円				
消費税額	1日あたり1,000円				
支払日	平成25年3月20日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	銀行振込	

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者) 〇〇食品株式会社

#### B. 受託時記載事項 **上記を承諾の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	●●株式会社	電話	011(333)3333
			FAX、E-mail	011(444)4444
	住所	北海道札幌市▲▲	【責任者・担当者名】	▲▲二郎

・上記のとおり運送を受託します。

平成25年2月7日

運送受託者(貨物自動車運送事業者) ●●株式会社

## 4. メールを活用した書面化の例

### 委託者→受託者メール送信

差出人：xxxxxx@mlit.go.jp  
送信日時：2013年5月30日木曜日 10:57  
宛先：xxxxxx@co.jp  
件名：【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。  
積込：5/31 〇時（〇〇食工業 A工場）  
取卸：5/31 17時（△△商店）

附带業務：  
17時～〇時△△商店所有パレットへの積みつけ、フォークリフトでの倉庫搬入

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、附带業務料3,000円、消費税2,740円

支払い：H25.6.30銀行振込

\*\*\*\*\*  
〇〇食品(株) 〇〇課 国土 花子  
〒111-1111  
東京都〇〇区  
TEL:03-1111-1111  
FAX:03-2222-2222  
E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp  
\*\*\*\*\*

### 受託者→委託者メール送信

差出人：xxxxxx@co.jp  
送信日時：2013年5月30日木曜日 11:57  
宛先：xxxxxx@mlit.go.jp  
件名：RE:【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

〇〇食品(株) 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解いたしました。  
よろしくお願ひ致します。

〇〇運輸(株)  
総務課 運輸 太郎  
〒222-2222  
東京都〇〇区〇〇  
Tel:03-3333-3333  
Fax:03-4444-4444

-----Original Message-----

差出人：xxxxxx@mlit.go.jp  
送信日時：2013年5月30日木曜日 10:57  
宛先：xxxxxx@co.jp  
件名：【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。  
積込：5/31 〇時（〇〇食工業 A工場）  
取卸：5/31 17時（△△商店）

附带業務：  
17時～〇時△△商店所有パレットへの積みつけ、フォークリフトでの倉庫搬入

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、附带業務料3,000円、消費税2,740円

支払い：H25.6.30銀行振込

\*\*\*\*\*  
〇〇食品(株) 〇〇課 国土 花子  
〒111-1111  
東京都〇〇区  
TEL:03-1111-1111  
FAX:03-2222-2222  
E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp  
\*\*\*\*\*